

学校において予防すべき感染症

学校保健安全法施行規則 第18・19条より

分類	疾患名	出席停止の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、急性灰白髄炎(ポリオ)、鳥インフルエンザ(H5N1)	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	咽頭結膜熱	主要症状消退後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで
	結核	病状により学校医等において感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症*	学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで * <u>その他の感染症に関しては、感染の状況により第3種と同じ措置をとる場合がある。</u>